

意見募集要領

「市営住宅のあり方に関する方針（案）」に対するパブリックコメントを実施します。

市では、「市営住宅のあり方に関する方針」の策定を進めています。このたび、案をとりまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

1 「市営住宅のあり方に関する方針」の策定の目的

「市営住宅のあり方に関する方針」（以下「本方針」という。）は、老朽化が進む木造の市営住宅について、人口減少、少子高齢化の進展などの社会環境の変化、住宅施策の変遷、市営住宅の現状と課題、都営住宅等の現状などを踏まえ、市営住宅が担う役割を考慮しながら、今後の運営方法を定めることを目的にしています。

2 本方針の内容

次のとおり市営住宅のあり方について、2つの方針を定めるとともに、当該方針に基づく今後の施策の方向性を示しました。

方針1 市営住宅の建替えを行わずに、新たな住宅セーフティネットの導入について検討すること

方向性①相談体制の充実

方向性②住宅セーフティネット法に基づく制度の検討

方向性③住宅セーフティネット法以外の制度の検討

方向性④不動産業界との連携

方向性⑤都営住宅の地元割当の検討

方針2 居住者に寄り添った福祉サービスや転居支援を検討すること

方向性①居住者の個別事情を踏まえた福祉サービスの提供

方向性②居住者の意向を踏まえた転居支援制度の検討

3 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人

- (6) 本方針に利害関係があると認められる個人
- (7) 本方針に利害関係があると認められる法人等

4 意見の提出期間

令和3年1月15日（金）から令和3年2月15日（月）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

5 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政案内 ⇒ 市政 ⇒ パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 都市建設部 都市計画課（東大和市役所2階2番窓口）

6 意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先 都市建設部 都市計画課
- (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 都市建設部 都市計画課（東大和市役所2階2番窓口）
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中心 3-930 東大和市都市建設部都市計画課宛て
- ・ FAX 042-563-5930
- ・ 電子メール toshikeikaku@city.higashiyamoto.lg.jp

- (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人：住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人：事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 本方針に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、
住所及び氏名

キ 本方針に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事
項、所在地、団体名及び代表者氏名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受け
できませんのであらかじめご了承ください。

7 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和3年3月中旬までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

8 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。